

特定非営利活動法人の設立認証の取消しについて（令和4年11月18日）

特定非営利活動促進法第43条第1項の規定に基づき、下記のとおり設立の認証を取り消しました。

不利益処分の内容

特定非営利活動法人の設立の認証の取消し

不利益処分の理由となる事実

所轄庁に提出しなければならない事業報告書等を3年以上にわたって提出していないため。

不利益処分の対象となる特定非営利活動法人

- 1 名称 特定非営利活動法人おだづもっ子
事務所所在地 仙台市若林区沖野5丁目3番17号
設立認証日 平成29年10月12日